

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる日は、  
当たる翌日が休日)

## 鳥取県条例第二十八号

### 鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

鳥取県消防顕彰金条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

#### 目 次

##### ◆条 例 鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

##### ◆規 則 鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

##### ◆公 安 規 則 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則

## 条 例

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

2 殉職者特別顕彰金の額は、千五百万円とする。

3 殉職者特別顕彰金を授与する場合は、第二条の規定による顕彰金は、授与しない。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

第二条の見出し中「の授与」を削り、同条中「災害を被ることを予断で」と「市町村に勤務する」を、「顕彰金」の下に「及び殉職者特別顕彰金」により、「災害を受け」を「一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し」を加える。

第三条の見出しを削る。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の二条を加える。

#### （殉職者特別顕彰金）

第四条 知事は、消防団員等が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡した場合において、特に抜群の功労があると認められるときは、当該消防団員等の遺族に対し、殉職者特別顕彰金を授与するものとする。

昭和58年10月7日 金曜日

## 鳥取県公報

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

四 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 鳥取県条例第二十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県

条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

四十一	誠道第三	境港市誠
-----	------	------

道町	一〇	を	四十一年	誠道第三	境港市誠道町	八
----	----	---	------	------	--------	---

四十二年	浜坂第二	鳥取市浜坂	一〇	を	四十二年
------	------	-------	----	---	------

浜坂第一	鳥取市浜坂	五	に、	四十二年	浜坂第四
------	-------	---	----	------	------

二	に、	四十三年	浜坂第七	鳥取市浜坂	三六	を	四
---	----	------	------	-------	----	---	---

十三年	浜坂第七	鳥取市浜坂	三〇	に、	四十四年	誠道第
-----	------	-------	----	----	------	-----

七	境港市誠道町	六	を	四十四年	誠道第七	境港市誠道町
---	--------	---	---	------	------	--------

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県条例第三十号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「十八万五千円」を「二十万五千円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例第二十二条の規定は、昭和五十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭

補償については、なお従前の例による。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第六十七号

#### 鳥取県条例第三十一号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県消防顕彰金条例施行規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第五条」に改める。

第四条第一項中「市町村長は、当該市町村」を「市町村又は市町村の消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長（市町村の消防の一部事務組合にあつては、管理者又は代表理事をいう。以下同じ。）は、当該市町村等」に改める。

第五条中「行なつた市町村長」を「行つた市町村等の長」に改める。

第九条を第十条とし、第八条の見出し中「会長」の下に「及び副会長」を加え、同条第二項を次のように改め、同条を第九条とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第七条第一項中「会長」の下に「、副会長」を加え、同条第二項中「、総務部長」を「総務部長を、副会長は総務部次長」に改め、同条第三項中「河港課長」を「河川課長」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「顕彰金」の下に「及び殉職者特別顕彰金」を加え、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

### 規 則

(殉職者特別顕彰金についての適用)

第六条 第三条から前条までの規定は、殉職者特別顕彰金について適用す

る。この場合において、第四条第1項中「第一義」があるのは「第四然

第一項」と読み替えるものとする。

様式第一号を次のよつと改む。

## 様式第1号(第4条、第6条関係)

## 鳥取県消防顕彰金授与具申書

年 月 日

職 氏 名 殿

市町村等の長

印

下記の者に対し殉職者特別顕彰金を授与されるよう関係書類を添えて申  
請します。

記

## 1 顕彰金

## (1) 殉職者顕彰金

住 所	氏 名	統 柄	殉職者 氏名

## (2) 障害者顕彰金

所 属 機 関 名 階 級 氏 名

所 属 機 閣 名	階 級	氏 名

## 2 殉職者特別顕彰金

住 所 氏 名 統 柄 殉 職 者 氏 名

住 所	氏 名	統 柄	殉 職 者 氏 名

様式第一号中「様式第2号」を「様式第2号（第4条、第6条関係）」に改め、同様式の備考以外の部分中1を削り、「～を～む」、「～から～が～」を「～から～が～」に改め、同様式の備考中「5」を「4」と、「6」を「5」に改める。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号（第4条、第6条関係）」に改める。

一月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。  
様式第二号のあなたが受けることが出来る給付の内容の2の(3)中「185,000円」を「205,000円」に改める。

様式第六号の4中「185,000円」を「205,000円」と改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 公 安 委 員 会 規 则

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十月七日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

#### 鳥取県公安委員会規則第五号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改

正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改